

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の免除等の申請ができます

平成29年度の国民年金保険料は、月額1万6,490円です。

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例の申請を行い、日本年金機構で前年所得などを審査して承認を受けると保険料の納付が免除、または猶予されます。

平成29年度の申請の受付は7月1日から平成30年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

この制度は、保険料を納め忘れの状態、障害や死亡といった不慮の

受給資格期間が短縮されます

これまででは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が25年以上必要でしたが、平成29年8月1日時点で資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

資格期間が10年以上25年未満で該当する人へは、日本年金機構から年金請求書が送付されていますので、早めに手続を行ってください。

事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けることができなくなることを防止するためのものです。

失業等で経済的に保険料を納付することが困難になった人や、申請を忘れていたため未納期間がある人なども、早めに相談してください。申請日から2年1か月分までさかのぼって免除申請をすることができます。



問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

児童扶養手当・特別児童扶養手当の『現況届』の届出時期です

児童扶養手当・特別児童扶養手当を8月以降も継続して受給するには、『現況届』の手続きが必要です。

該当される人には郵送で通知をしています。手続きが遅れると受給が遅れることがあります。

特別児童扶養手当

8月14日(月)～8月18日(金)

受付場所

福祉課 こども係

※児童扶養手当・特別児童扶養手当は、受給資格があっても

手続きをしないと支給されません。



問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

親と子のふれあいバス旅行参加者を募集します

多久市母子寡婦福祉連合会と多久ライオンズクラブでは、親と子でゆつくりとしたふれあいの時間を過ごしてもらおうと、バス旅行を実施します。楽しい思い出づくりに参加してみませんか？

日時

8月27日(日) 8時30分～17時(予定)

行き先

佐世保・森きらら・海きらら
昼食(バイキング)
遊覧船クルーズ

対象者

ひとり親家庭の子ども(中学生まで)とその保護者

参加費 無料

持ってくるもの

水筒、着替え、タオルなど

申込期限 8月18日(金)

申し込み 福祉課 こども係

☎75-6118



問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118